

6. その他の課題

少子・高齢化社会の急進展にともない、例えば扶養控除の見直しなど税制面での対応を求める意見がある。少子化対策の重要性は認めるが、この問題は育児手当や保育サービスなど総合的な施策、さらには課税単位の問題等と併せ検討すべき課題と考える。

他方、かねてから役員や従業員に対する過大な経済的利益、すなわちFRINGE BENEFITについて課税の適正化が求められてきた。課税ベースを広げて税負担を公平化するという視点で適切に措置する。

第三 相続税制について

高い経済成長を期待することが難しくなり、国民所得の増加も鈍化しているなかで、国民の資産形成を考えるうえで相続税への関心が高まっている。とくに中小企業の円滑な事業承継をはかることは地域経済活性化のためにも不可欠であり、所要の改正を行う。

1. 相続税の減税

わが国の相続税収は、欧米諸国と比較して、税収に占める割合がかなり高い。また累進構造が厳しく、最高税率も高い。事業者の働く意欲を阻害することなく、国民の資産形成に役立てるためにも、主要国の事例も参考に相続税の最高税率を大幅に引き下げ、税率構造を緩和する。

2. 事業承継税制の整備

中小企業が雇用その他の面で、日本経済の発展と安定とに寄与してきた事実を正しく評価し、この数年来とくに廃業者が開業者を大きく上回っている事情なども考慮し、事業承継が円滑に行われる税制を整備する。具体的には取引相場のない株式評価について一層の改善を行い、バブル期に制定された会社規模の判定基準等を見直すこととする。また、取引相場のない株式に係る相続については、現在の延納制度とは別に一定期間、納税が延期ができる特別な延納制度の創設を検討する。